

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

令和8年(2026年)3月23日

宇部市議会議長 山下節子様

予算決算委員長 猶 克実

記

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議案第1号	令和8年度宇部市一般会計予算	原案可決	市政執行上、妥当な予算措置と認めた。
議案第2号	令和8年度宇部市介護保険事業特別会計予算	原案可決	事業運営上、妥当な予算措置と認めた。
議案第3号	令和8年度宇部市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	事業運営上、妥当な予算措置と認めた。
議案第4号	令和8年度宇部市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	事業運営上、妥当な予算措置と認めた。
議案第5号	令和8年度宇部市中央卸売市場事業特別会計予算	原案可決	事業運営上、妥当な予算措置と認めた。
議案第6号	令和8年度宇部市地方卸売市場事業特別会計予算	原案可決	事業運営上、妥当な予算措置と認めた。
議案第7号	令和8年度宇部市農業集落排水事業会計予算	原案可決	事業運営上、妥当な予算措置と認めた。
議案第8号	令和8年度宇部市下水道事業会計予算	原案可決	事業運営上、妥当な予算措置と認めた。
議案第9号	令和8年度宇部市水道事業会計予算	原案可決	事業運営上、妥当な予算措置と認めた。
議案第10号	令和8年度宇部市交通事業会計予算	原案可決	事業運営上、妥当な予算措置と認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議 決 の 理 由
議 案 第 1 1 号	令和7年度宇部市一般会計補正予算(第7回)	原 案 可 決	歳出については、本年度の実施見込みに合わせ、事業費などを減額補正するとともに、国の補正予算を活用して実施する事業の事業費や積立金などを増額補正し、歳入については、歳出に伴う国・県支出金、市債のほか、収入見込額に合わせ、市税、地方交付税などを補正するもので、また、継続費については、見初ふれあいセンター建設事業ほか5事業を実施見込みに合わせ変更するもので、債務負担行為については、宇部港東見初地区埠頭用地造成事業を追加し、また、まちライブラリー運営業務ほか5事業を変更するもので、繰越明許費については、年度内に完了しない見込みとなった41事業を地方自治法の規定により、令和8年度へ繰り越すものであり、必要やむを得ないものと認めた。
議 案 第 1 2 号	令和7年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算(第3回)	原 案 可 決	歳出については、総務費、保険給付費、基金積立金、地域支援事業費及び予備費を補正し、歳入については、支払基金交付金、財産収入、国・県支出金及び繰入金を補正するものであり、必要やむを得ないものと認めた。
議 案 第 1 3 号	令和7年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3回)	原 案 可 決	歳出については、総務費、国民健康保険事業費納付金及び保健事業費を補正し、歳入については、国民健康保険料、国・県支出金及び繰入金を補正するものであり、必要やむを得ないものと認めた。
議 案 第 1 4 号	令和7年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)	原 案 可 決	歳出については、総務費及び後期高齢者医療広域連合納付金を補正し、歳入については、後期高齢者医療保険料、国庫支出金及び繰入金を補正するものであり、必要やむを得ないものと認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議第15案号	令和7年度宇部市中央卸売市場事業特別会計補正予算(第2回)	原案可決	歳出については、総務費及び予備費を補正し、歳入については、事業収入、諸収入、分担金及び負担金、繰入金を補正するものであり、必要やむを得ないものと認めた。
議第16案号	令和7年度宇部市地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1回)	原案可決	歳出については、総務費及び予備費を補正し、歳入については、財産収入及び繰入金を補正するものであり、必要やむを得ないものと認めた。
議第17案号	令和7年度宇部市下水道事業会計補正予算(第2回)	原案可決	収入及び支出額を実施見込みに合わせて補正するものであり、必要やむを得ないものと認めた。
議第18案号	令和7年度宇部市水道事業会計補正予算(第4回)	原案可決	収入及び支出額を実施見込みに合わせて補正するものであり、必要やむを得ないものと認めた。
議第19案号	令和7年度宇部市交通事業会計補正予算(第2回)	原案可決	人事院勧告等による職員給与費の増額、並びに収入及び支出額を実施見込みに合わせて補正するものであり、必要やむを得ないものと認めた。
報第1告号	専決処分を報告し、承認を求める件(令和7年度宇部市一般会計補正予算(第6回))	承認	本年1月23日の衆議院解散に伴う、第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費を補正するもので、妥当なものとするともに、専決処分についても衆議院議員総選挙及び国民審査は、2月8日に執行されたため、緊急に予算措置する必要が生じ、実情やむを得ないものと認めた。